

スマート国勢調査 平成27年国勢調査を実施します



国勢調査 2015



- ▷国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。
- ▷平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施いたします。
調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- ▷今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。紙の調査票は、調査員に直接提出いただくか、郵送でも提出いただけます。
- ▷9月10日から、調査員がインターネット回答のための書類をお配りしますので、インターネットでの回答をお願いします。
詳しくは、国勢調査2015キャンペーンサイト(<http://kokusei2015.stat.go.jp/>)をご覧ください。
問…企画課 内線2157

平成27年度 臨時福祉給付金

消費税率の8%引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

- 支給対象者…基準日(平成27年1月1日)において五所川原市に住民登録があり、かつ平成27年度の市民税(均等割)が課税されない方。
*市民税(均等割)が課税される方の扶養親族等となっている方、生活保護制度の被保護者となっている方は対象外です。

支給額…支給対象者1人につき6千円

*年金等の受給による加算措置はありません。

申請先…基準日(平成27年1月1日)において住民登録がされている市区町村が申請先となります。

申請書…臨時福祉給付金の支給対象になると思われる方へ8月下旬に申請書を郵送します。

申請期間

▽窓口申請…9月1日(火)~12月25日(金)

9:00~17:00(土・日・祝日を除く。)

▽郵送の場合…9月1日(火)~12月25日(金)(消印有効)

申請場所…市役所本庁3階臨時福祉給付金窓口

金木総合支所1階玄関ホール

市浦総合支所1階小会議室

支給時期…10月から順次開始(予定)

問…家庭福祉課 内線2431

家庭福祉課からのお知らせ

児童扶養手当

児童扶養手当とは父母の離婚、父または母の死亡等により父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母に一定の障害がある場合に支給し、子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るための制度です(所得制限があります)。新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

▷受給資格者の方へ

「児童扶養手当現況届」の用紙を7月31日(金)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。提出のない場合、8月以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間(土曜・日曜日を除く)

8月3日(月)~31日(月)

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図る制度です。

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくはは父母に代わって児童を養育している方で、県が認定した方に手当が支給されます(所得制限があります)。新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

▷受給資格者の方へ

「特別児童扶養手当所得状況届」の用紙を8月7日(金)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。提出のない場合、8月以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間(土曜・日曜日を除く)

8月11日(火)~9月10日(休)

提出先

家庭福祉課 内線2439

金木総合支所総合窓口係 内線3113

市浦総合支所総合窓口係 内線4066